

第 1 8 号議案

東京都台東区地域包括支援センターの人員及び運営の基準
に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 3 1 年 2 月 1 日

提出者 東京都台東区長 服 部 征 夫

(提案理由)

この案は、介護保険法施行規則（平成 1 1 年厚生省令第 3 6 号）の改正に伴い、主任介護支援専門員に関し規定の整備を図る等のため提出します。

東京都台東区地域包括支援センターの人員及び運営の基準
に関する条例の一部を改正する条例

東京都台東区地域包括支援センターの人員及び運営の基準に関する条例（平成27年2月台東区条例第3号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第115条の46第4項」を「第115条の46第5項」に改める。

第3条第1項第3号中「第140条の68第1項に規定する主任介護支援専門員研修を修了した者」を「第140条の66第1号イ（3）に規定する主任介護支援専門員」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。